

旅館業法に係る簡易宿所営業の比較について(未定稿)

類型	簡易宿所一般	季節的営業 (スキーフィールド、海水浴場、 キャンプ場で営業する施設)	交通不便、利用度低い (山小屋等)	農林漁業体験民宿	田舎暮らし民宿(案)
該当する要件	客室を多数人で共用する構造を主とする施設	季節的営業に限定していること(距離要件等はない)	交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの	農業、林業、漁業を営む者で農山漁村余暇法に基づく役務を提供	
旅館業法の適用	有り	有り	有り	有り	有り
客室の延床面積の基準	33m ² 以上	一 (特例基準)	一 (特例基準)	一 (特例基準)	33m ² 以上 ※緩和要望あり
基準緩和の適用理由	一	特定の季節に限り営業	交通が不便な地域で、構造設備基準の確保が困難	グリーンツーリズム(都市と農村の交流)を促進	他法令の各種規制の緩和につながるメリットが考えられる。
基準緩和の適用対象	一	季節的営業施設が所在する地域	交通不便、利用頻度が低い地域	農業、林業、漁業を営む者	一
公衆衛生の確保との関係		季節の特別な必要性に対応して、利用者の安全・公衆衛生確保を目的として宿泊施設を認めてきた経過がある(要確認)。	山小屋が運営されないと登山者の安全確保に支障が出る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験を農林漁業家の指導の基に提供することが目的。 ・農林漁業者、参加者間の濃密な交流を前提としている。 ・早朝からの活動を前提とした体験のため宿泊の必要あり。 <p>【疑問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・33m²を下回る施設の有無が不明。 ・空き家では全く防犯対策等が確保できないおそれ。 ・建築基準法等、他の法令への影響を懸念。 ・施設の範囲が特定できず、全国の旅館業に影響するおそれ。 <p>【検討会にて追加検討】</p>	
宿泊施設としての確認方法	経営許可申請に基づき、現地調査を実施	経営許可申請に基づき、現地調査を実施	経営許可申請に基づき、現地調査を実施	経営許可申請に基づき、現地調査を実施	
具体的な施設	全国各地	下田(海の家) 野沢(スキーフィールド)	白馬(山小屋)	飯田(農業体験) 伊東(漁業体験)	篠山市、丹波市